

## 原子力の従業員信頼性確認の意義と課題は何か？

稲村 智昌

日本が原子力事業を営むための必要条件として、国際的に信頼される原子力施設のセキュリティ確保が要求されている。とくに、原子力施設のテロ対策では、施設外からの侵入や攻撃のみならず、施設内で働く従業員による機微情報の持ち出しや破壊行為等の萌芽（内部脅威）を想定し、未然の対応を講じる必要がある。しかし、主要原子力利用国のうち、日本だけが、内部脅威対策の重要な柱の一つである「従業員信頼性確認制度」を、確たる法制度として導入していない。この点について、どのような制度あるいは実践が必要となるだろうか。

### 【従業員信頼性確認制度と世界の趨勢】

従業員信頼性確認制度は、主に以下の二つを制度的に担保する仕組みである。第一に、本人確認と犯罪歴、公安情報との照合により、かねて要注意人物としてマークされている者の施設内への立入を未然に防ぐこと。第二に、事前の要注意情報がない人物であっても、借金癖等の調査により、勧誘や脅迫に屈しやすいかをチェックし、該当者の枢要区域等へのアクセスを制限することである。

2011年に発出された国際原子力機関(IAEA)の勧告文書においても従業員信頼性確認の実施が勧告されるなど、信頼性確認制度の導入は原子力施設運営上の国際標準となりつつある。信頼性確認の導入は、日本の原子力事業が国際的な信認を得る上での責務であり、急務である。

### 【何らかの制度導入は不可避】

日本でも、これまでに政府審議会等で検討されたが、対象者のプライバシーへの配慮等を理由として、制度導入には至らなかった。

昨年2月には、原子力発電所事故の収束作業の従事者の中に、所在確認ができない身元不明者が10名いることが判明した。こうした事例の再発防止を背景の一つとして、同年12月に原子力規制委員会は、「核セキュリティに関する検討会」を設置し、信頼性確認制度の導入を優先検討課題の一つに据えた。

そこでは、国際的な要請を念頭に、個人情報保護法が要求する利用目的の明示と本人同意を要件とし、さらに不利益取扱に対する救済措置を整備する等の措置を講じた上で、信頼性確認を担保する法制度の導入を結論すべきである。

### 【従業員信頼性確認の限界】

しかしながら、従業員信頼性確認制度には限界もある。例えば、国内外のテロ組織の最新の動向を常に把握することは不可能である。また、テロ組織との接点がなくとも、その思想信条に共鳴してテロ行為に走る例も海外では散見される。

## ゼミナール (49)

加えて、勧誘や脅迫に屈しやすい者かのチェックにおける確認項目の妥当性についても多様な見解がある。

これらの限界への対応策については、未だ国際的にも結論が出ていない。日本として、自らの実践も踏まえつつ、国際的な議論を主導していくべき分野の一つと言える。

### 【国による制度整備と組織の実践との協調が鍵】

内部脅威対策を含め、原子力施設のテロ対策は国家的対応を要する課題だ、との認識は、基本的に正しい。まずは国が関係省庁連携の下に確たる制度を整えることが、内部脅威対策の根幹であり前提である。

しかし、国にできることには限界がある。国が、常時、全原子力施設の全従業員の行動把握を行うことは現実的でない。結局、国が制度を整備した上で、制度でカバーしきれない部分を、事業者が実践で補う必要がある。

テロ組織と関係なく、職場への不満やストレスが高じて、普通の従業員がある日突然内部脅威者へと変貌してしまう例もある。事業者には、従業員が抱く不満に組織が耳を傾ける仕組みや、脅迫や勧誘を受けてテロ行為に加担する前に内部で相談できるようなホットラインを拡充する等の努力が求められる。また、従業員が示すわずかな兆候に気付けるように、従業員間のコミュニケーションを活性化し、組織風土の改善を図ることも、実効性とともにより有益な副次効果も期待できる。

多くの企業で、類似の取組が人事労務施策の一環として導入され、とくに原子力関連事業所では、それらが内部脅威対策の一部をなすことを重視した実践もなされている。さらには、他のセキュリティ施策等とも合わせて、過度の負担を生じている部分も見受けられる。国による制度の整備と、事業者による実践の相互最適化を通じて、真に有効な内部脅威対策を確立していく必要がある。その際に、事業者側は、強化された規制を遵守するに留まらず、組織マネジメントの一環として取り組むことを提唱したい。

電力中央研究所 社会経済研究所 エネルギー技術評価領域 主任研究員

稲村 智昌 / いなむら ともあき

2010年入所、博士(エネルギー科学)。専門は核セキュリティ政策分析。